

令和7年度(2025年度)

越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金



越谷市では、地球温暖化対策を推進し、ゼロカーボンシティ実現のため再生可能エネルギー設備等の導入に対し、補助金を交付します。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/zerocarbon.html



01 申請期間

前期と後期の年に2回、募集を行います。

前期	令和7年	5月1日(木) 8:30~5月16日(金) 17:15
後期	(2025年)	10月6日(月) 8:30~10月17日(金) 17:15

- ※ 土日・祝日を除く8:30~17:15 ※ 提出書類に不備がある場合、受付不可。
- ※ 受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付できかねますので予めご了承ください。
- ※ 受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は抽選により交付決定者等を決定します。
- ※ 後期受付終了時点で申請数が予算内の場合、以降も受け付け、予算に達し次第締め切ります。

02 申請先

環境政策課窓口、郵送または電子申請で申請してください。

窓口	環境政策課窓口(越谷市役所第三庁舎4階)		
郵送	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 環境政策課 ゼロカーボン推進補助金窓口		
電子申請	右記の電子申請フォームから申請してください。 ※前期申請と後期申請でページが異なりますので ご注意ください。	▶ 前期 	▶ 後期 

03 補助対象者 (次の①と②をすべて満たす方)

- ① 市内に居住する方または申請年度内に市内に居住する予定の方、
市内に存するマンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合
- ② 交付決定後に購入または着工し、補助対象設備等を
令和8年3月15日(日)までに設置または納車できること

04 補助対象設備等と予定件数

	前期	後期	合計
令和7年度予算額	910万円	390万円	1,300万円
太陽光発電設備	49件程度	21件程度	70件程度
蓄電池	56件程度	24件程度	80件程度
V2H	6件程度	2件程度	8件程度
EV・PHEV	14件程度	6件程度	20件程度
ZEH	7件程度	3件程度	10件程度



「ゼロカーボン推進補助金」は、SDGsの目標7・11・13の達成を目指す取組です。

05 補助対象設備等の条件及び補助金額

- 併用申請が可能です。ただし、太陽光発電設備とZEHの併用申請はできません。
- 交付決定後に購入または着工してください。交付決定前に購入または着工した場合は補助の対象外となります。
- 補助金の交付の回数は、世帯ごとに同一の補助対象設備等につき1回が限度となります。
- 補助対象設備等は新規に購入する未使用品に限ります。

補助対象設備等	補助対象設備等の条件	補助金額
太陽光発電設備	● 自らの居住の用に供する住宅または管理するマンションに設置し、発電された電力が住宅の用に供する部分で使用されること。また、電力会社と受給契約を結び、余剰電力を送電できるようにすること。 ● 住宅の場合、発電設備における太陽電池の最大出力が10kW未満であること。ただし、最大出力10kW以上のものを設置する場合でも、パワコンで出力を10kW未満とする場合は補助の対象とする。 	対象設備の最大出力 1kWあたり2万円 上限額 住宅 …上限8万円(4kW) ☆市内業者加算 …上限10万円(5kW) ただし、市内に本店を有する業者、または市内に住所を有する個人事業者と契約を結び、領収書の発行を受ける住宅に限る マンション …上限20万円(10kW)
定置用 リチウムイオン 蓄電池	● 太陽光発電等により発電された電力が繰り返し蓄えられ活用できること。 ※ポータブル蓄電池は対象外	一件につき5万円
V2H (電気自動車等 充給電設備)	● 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。	一件につき5万円
PHEV・EV	● EV(電気自動車)、PHEV(プラグインハイブリッド)ともに車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる給電機能がある車両または外部給電器やV2H充給電設備を経由して電力を取り出すことができる車両であること。 	一件につき5万円
ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	● ZEHの新築、ZEHである建売住宅の購入または既存建物に新規で太陽光発電設備設置を伴うZEHへの改築で、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)において、ZEH(Nearly ZEH、ZEH Orientedを除く)を証明できる住宅であること。	一件につき20万円 ※太陽光発電設備との併用申請不可 ※他の補助対象設備との併用可

STEP1 交付申請書（第1号様式）及び添付書類の提出

●申請期間 前期：5月1日(木)～5月16日(金) 後期：10月6日(月)～10月17日(金)

※必要な添付書類等は4ページの07を確認してください。



予算額を超えた場合 抽選

●抽選日 前期 5月21日(水) 後期10月22日(水)

※抽選結果は17時までに越谷市ホームページで公開します。



STEP2 補助対象設備等の購入・設置等

●購入・設置等期間 交付決定日から令和8年3月15日(日)まで



●交付決定通知発送日 前期：5月30日(金) 後期：10月31日(金)

(補欠当選となった方には、前期：6月27日(金)、後期：11月28日(金)までに当落の結果をご連絡いたします。)



STEP3 実績報告書（第5号様式）及び添付書類の提出

●購入・設置等の完了後、速やかに提出

※必要な添付書類等は5ページの08を確認してください。

※変更や中止があった場合、事前に変更等承認申請書（第3号様式）等の提出が必要です。



STEP4 請求書（第7号様式）の提出

●交付額確定通知書（実績報告書の提出から約3週間程度で郵送）を受領後、速やかに提出

※原則、申請者本人の口座に限ります。



STEP5 入金の確認

●請求書の提出から約1ヶ月程度で指定先の口座に入金

※振込日の個別連絡はしませんので各自ご確認ください。

07 申請に必要な書類:補助金交付申請書(第1号様式)と添付書類

☆必ず提出する書類

①	☐	交付申請書(第1号様式)
②	☐	設置等の場所を示す案内図または地図
③	☐	現況が分かる着工前の住宅全体の写真(EV・PHEVの場合は不要)
	☐	現況が分かる着工前の設備等設置予定場所の写真(EV・PHEVの場合は不要)
④	☐	補助対象設備等の規格等を示すカタログ(メーカー・型式・出力値等が分かるもの) ※メーカー・型式・出力値等をメーカー等で印をつけ、当該ページのみ添付 ※ZEHについては、太陽光パネルのカタログに加え、家屋の仕様が分かる書類も添付
⑤	☐	【太陽光、ZEHの場合】補助対象設備等の設置等に係る設計図面 【蓄電池、V2H、EV・PHEVの場合】補助対象設備等の平面図
⑥	☐	補助対象設備等の設置等に係る経費の内訳が分かる見積書又は契約書の写し ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※購入費用、設置・工事費用、その他費用等の内訳が分かるもの。

☆該当する場合に提出する書類

- ・ 前期で令和6年1月2日以降、後期で令和7年1月2日以降に越谷市内に転入された場合

⑦	☐	市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・軽自動車税の内、該当するものすべての納税証明書(転入前の自治体で発行したもの)
---	--------------------------	--

- ・ 設備を設置する建物の所有者が複数人の場合

⑧	☐	同意書(※市ホームページに参考様式あり)
---	--------------------------	----------------------

- ・ 代理人による申請の場合

⑨	☐	委任状(※市ホームページに参考様式あり)
---	--------------------------	----------------------

- ・ 太陽光発電設備において、市内業者加算を受ける場合

⑩	☐	【法人事業者の場合】法人登記事項証明書の写し(発行から3ヶ月以内のもの) 【個人事業者の場合】住民票の写し(発行から3ヶ月以内のもの)
---	--------------------------	--

08 実績報告に必要な書類:実績報告書(第5号様式)と添付書類

☆必ず提出する書類

①	☐	実績報告書(第5号様式)
②		設置等の状態を示す現場写真
	☐	太陽光発電設備…… 住宅全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真
	☐	蓄電池…………… 住宅全体の写真・設置後の蓄電池の写真
	☐	V2H…………… 住宅全体の写真・設置後のV2Hの写真
	☐	EV・PHEV…………… 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態)
	☐	ZEH…………… 住宅全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真
③	☐	補助対象設備等の設置等に係る領収書等の写し及び内訳書 ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※購入費用、設置・工事費用、その他費用等の内訳が分かるもの。 ※領収書の添付が困難な場合は、支払計画書等、補助対象設備等を購入したことがわかる書類を提出してください。

☆該当する場合に提出する書類

・ 太陽光発電設備の場合

④	☐	接続契約のお知らせ等、電力会社と受給契約を結ぶことがわかる書類 ※申し込みだけではなく、電力会社から承認を受けていることがわかるもの
---	--------------------------	--

・ EV・PHEV の場合

⑤	☐	自動車検査証記録事項の写し
---	--------------------------	---------------

・ ZEH の場合

⑥	☐	BELS評価書の写し ※評価書にZEHであること及び一次エネルギー消費量削減率が記載されているもの
---	--------------------------	---

▼補助対象者・補助対象設備について

Q01 申請者と住宅の所有者が異なる場合も申請できますか？

A01 越谷市の制度では、申請者＝対象設備設置者（契約者）＝電力受給契約者であることが条件となりますので、所有者でない場合にも申請を行うことができます。申請者以外に当該住宅の所有者が存在する場合（共有者等）は、申請者以外の所有者全員の同意書が必要になります。

Q02 賃貸の共同住宅（アパート）の大家なのですが、所有する共同住宅に設置する場合、補助の対象となりますか？

A02 大家が共同住宅内に居住し、大家の居住部分にのみ電気を引き込む場合は対象となります。また、事業者用での申請が可能な場合もありますので、お問合せください。

Q03 すでに購入または設置（着工）・納車した設備等は対象になりますか？

A03 太陽光発電設備、蓄電池、V2H、ZEH については、交付決定前に購入または設置（着工）のいずれか一つでも済んでいる場合は、補助の対象になりません。
EV・PHEV については、交付決定前に購入または納車のいずれか一つでも済んでいる場合は、補助の対象になりません。
なお、購入とは、費用の全額の支払いを指します。

Q04 住宅と店舗が一緒になっている場合も対象となりますか？

A04 住居も兼ねている店舗等に設置する場合については、対象となります。また、事業者用での申請が可能な場合もありますので、お問合せください。

Q05 申請者の住居がある敷地内の建物（納屋やガレージ）の屋根や、庭の地面に置くタイプの発電設備も対象となりますか？

A05 発電された電力が住宅用として使用される場合は対象となります。

Q06 （太陽光発電設備）対象となるモジュールはどのようなものですか？

A06 「一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けたもの」が該当します。また、未使用品であること、リース品ではないことも条件となります。

Q07 （リチウムイオン蓄電池）対象となる設備はどのようなものですか？

A07 リチウムイオン蓄電池のみ対象となります。太陽光発電設備等で発電した電力等を蓄え自宅で使用するほか、未使用品であること、リース品ではないことも条件となります。ポータブル蓄電池は対象になりません。

Q08 （V2H）対象となる設備はどのようなものですか？

A08 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有する設備が対象となります。また、未使用品であること、リース品ではないことも条件となります。

Q09 (EV・PHEV) 対象となる車両はどのようなものですか？

A09 EV・PHEVともに車載コンセント(1,500W/AC100V)から電力を取り出せる給電機能がある車両または外部給電器やV2H充給電設備を経由して電力を取り出すことができる車両が対象となります。また、未使用品であること、リース品でないことも条件となります。残価設定型ローンの場合は、実績報告時に残価設定分を含めた総額を支払い、対象自動車を買取りすることが担保されている書類を提出する必要があります。

Q10 (ZEH) 対象となる設備はどのようなものですか？

A10 ZEHの新築、ZEHである建売住宅の購入または既存建物に新規で太陽光発電設備設置を伴うZEHへの改築で、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)において、ZEHを証明できる住宅が対象となります。なお、Nearly ZEH、ZEH Orientedは対象となりません。また、新築住宅であること、借家ではないことも条件となります。

▼交付申請方法や提出書類について

Q11 太陽光発電設備とZEHの併用申請はできますか？

A11 太陽光発電設備とZEHの併用申請はできません。太陽光発電設備と蓄電池、V2H、EV・PHEVの併用申請は可能です。また、ZEHと蓄電池、V2H、EV・PHEVの併用申請も可能です。ただし、申請世帯ごとに同一の補助金対象設備等につき1回を限度とします。

Q12 (太陽光発電設備) 本店は市外にあり、越谷市内に支店のある業者と契約、領収書の発行を受ける場合、補助の上限を10万円(5kW)とすることはできますか？

A12 市内事業者の育成及び地域経済の活性化のため、市内に本店登記を有する法人または市内に住所を有する個人事業主と工事請負契約を締結した場合のみ対象となりますので、越谷市内に支店のみを持つ場合、対象外となります。

Q13 法人登記事項証明書はどこで取れますか？また、どの部分が必要となりますか？

A13 越谷市内では「さいたま地方法務局 越谷支局」で取得することが可能です。履歴事項全部証明書等の本店所在地が掲載されている部分の写しが必要となります。

Q14 申請書の提出は、代行者(業者)でも可能ですか？

A14 代行者が申請書類を持参する場合も受付いたしますが、申請者が代行者に書類提出を委任することを記した委任状(任意様式)が必要となります。

Q15 申請者本人ではなく同居の家族が申請書を持参する予定ですが、委任状が必要ですか？

A15 申請者と同一の住所の方が申請に来られた場合、委任状は必要ありません。

Q16 委任状や同意書の形式は決まっているのですか？

A16 特に定めておりませんが、市ホームページに参考様式を掲載しています。

Q17 契約書の写しは、本人控えと請負業者控えのどちらを提出するのですか？

A17 申請者ご本人（控え）の契約書をご提出ください。

Q18 添付する見積り又は契約書の内訳書に対象設備以外のもの（エコキュート等）も含まれているのですが、対象設備のみの内訳書が必要ですか？

A18 対象設備以外のものが含まれても問題ありませんが、対象設備設置に係る費用が明確にわかるものを添付してください。

※内訳書は、対象設備の型式や設置数がわかるものをご提出ください。

Q19 申請書類は郵送で提出しても良いですか？

A19 郵送による申請も受け付けます。ただし、書類に不備があった場合には、期間内に改めて必要書類をご提出いただく必要がございます。

▼抽選について

Q20 抽選は、どのような場合に行われるのですか？

A20 受付期間内で予算を申請額が超えた場合には、要件を満たしている申請の中から抽選を行います。抽選結果は市ホームページに公開するほか、申請者全員に郵送によりお知らせいたします。

Q21 抽選後に補欠を設けますか？

A21 申請状況により、若干数の補欠当選者を設けます。補欠者の方には、申請取り下げ等の辞退が発生し、繰り上げ当選となった場合に補欠順にご連絡いたします。

▼購入または着工について

Q22 申請が受理されれば購入または着工して良いのですか？

A22 購入または着工は市から郵送される交付決定通知書に記載された交付決定日以降としてください。
※交付決定前に購入または着工している場合、補助の対象外となります。

▼実績報告について

Q23 工事完了・納車の期限はありますか？

A23 令和8年3月15日（日）までに補助対象設備等を設置または納車が条件となります。

Q24 実績報告書の「設置等完了日」は、どのように記入すればよいですか？

A24 補助対象設備等の設置が完了した日または納車日としてください。

Q25 実績報告の時期について期限などがありますか？

A25 工事等の完了後、速やかにご提出ください。当該年度中のご提出をお願いいたします。

Q26 添付する領収書の金額に対象設備以外のもの（エコキュート等）が含まれていても良いですか？

A26 領収書に対象設備以外のものが含まれている場合は、その内の対象設備設置に係る費用がわかるように但し書きを加えてください。また、内訳書も併せて添付してください。

▼変更（中止）申請について

Q27 申請後、契約内容に変更があった場合、どのような手続きが必要ですか？

A27 ①交付決定前：申請書類や見積書等を変更後のものと差し替えます。

②交付決定後：「変更等承認申請書（第4号様式）」の提出が必要になります。変更される内容のカatalogや見積書等を添付し、環境政策課までご提出ください。※但し、補助金の増額は行いません。

Q28 見積りや契約内容にどのような変更があった場合、変更申請が必要ですか？

A28 次のいずれかに当てはまる場合は、補助対象設備等の設置・購入等の前に変更等承認申請書を提出してください。

- ・契約業者の変更
- ・対象設備等のメーカー、型式や最大能力値の変更 など

Q29 交付申請をしたのですが、工事の中止等の理由で申請をキャンセルしたい場合、どのような手続きが必要ですか？

A29 ①交付決定前：申請キャンセルの旨を環境政策課までご連絡ください。その後、申請書等をお返しいたします。

②交付決定後：変更等承認申請書の提出（計画の中止）が必要となります。変更等承認申請書を受理後、変更等承認通知書をお送りします。

※キャンセルすることが決定した場合、速やかご連絡ください。

▼請求書の提出について

Q30 請求書はいつまでに提出すればよいですか？

A30 交付額確定通知書が到着した後、速やかにご提出ください。

※請求書につきましても、郵送・電子申請での提出が可能です。

Q31 請求書を提出したのですが、補助金はいつ頃振り込まれますか？

A31 請求書が到着してから1ヵ月後を目安に指定の口座に振り込みをさせていただきます。

※振り込み完了についてご連絡はいたしませんので、ご自身で口座の確認をお願いいたします。

越谷市 環境経済部 環境政策課 ※8:30～17:15（土日・祝日を除く）

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 第三庁舎4階
TEL:048-963-9183

